



（株）カイトーでは
生命保険も取り扱っております！



さまざまな生命保険の商品を取り揃えております。
ご相談は左記の二次元コードより
ご連絡をお願いいたします。



資料請求はこちら

取扱保険代理店HPから、
資料請求できます。

資料請求はこちら

下欄に記入のうえ、FAXまたはMAILでも資料請求できます。パンフレット・お申込書類をお送りします。

フリガナ			
氏名	姓	名	
会員番号			
性別	<input type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女	
生年月日	西暦	年	月 日
住 所	〒 -		
電話番号	())		
E-mail			

ご希望内容にをお願いします。

トータルサポートプラン
(日本整形外科学会団体保険)
詳細パンフレットの送付を希望します。

生命保険のご相談

商品パンフレットなどの詳しい資料の送付を希望します。

説明を聞きたい(電話・メール希望)

説明を聞きたい(訪問希望)

死亡保険

個人年金保険

がん保険

その他商品()

*上記にご記入いただいた個人情報は、（株）カイトーが代理店委託契約を締結している保険会社の保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。

お問い合わせ先

<取扱保険代理店>

損害保険
生命保険 **KAITO**株式会社カイトー
ドクター営業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6

E-MAIL : med-jora@kaito.co.jp

TEL : 03-3369-8811 / FAX : 03-3369-8851

受付時間 平日午前9時から午後5時

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL : 050-3808-5528

※電話番号が変更になりました

受付時間 平日午前9時から午後5時

2026年版

開業医の先生のための
団体保険制度のご案内団体割引
20%

保険期間

2026年5月1日午後4時から

2027年5月1日午後4時まで 1年間となります。

※トータルサポートプランのみ2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時まで

毎日1日付で
いつでもご加入
できます!サイバー攻撃!
情報漏えい!単独でもご加入できます。
オプションのうち…
⑩診療所サイバー保険

医療業務に係る保険

団体割引
20%

1. 診療所医師賠償責任保険

- I. 基本となる契約(医師賠償責任保険) +
- II. 10個のオプション

賠償の高額化!

2. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

3. クレーム対応費用保険

悪質な
口コミ!持病のある方も
ご加入できる
可能性があります!

4. トータルサポートプラン

- ・所得補償プラン
- ・医療補償プラン
- ・傷害総合プラン

団体割引
15%

病気・ケガに備える保険

開業医の先生のための団体保険制度

医療業務に係る保険	保険名	保険契約者	保険期間
	1 診療所医師賠償責任保険 I. 基本となる契約(医師賠償責任保険) (P.2~6) II. オプション (P.7~22) ※「I. 基本となる契約」に「II. オプション」や「2」「3」をリスクに合わせて追加の上、ご加入ください。	公益社団法人 日本整形外科学会	2026年5月1日 午後4時から 2027年5月1日 午後4時まで 1年間 ※毎月1日付でいつでも ご加入可能!
	2 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険 (P.23~24)		
	3 クレーム対応費用保険 ※単独でもご加入可能! (P.25~26)		
加入方法	新規加入	中途加入	
	○新規加入・中途加入の先生 ・診療所医師賠償責任保険加入依頼書(P34)のご提出 および ・保険料のお支払い ※新規加入のみ口座振替も選択可		
	○ご加入中の先生 *口座振替をご利用いただいている場合、特に変更なければ自動継続のためお手続き不要です。 *銀行振込の場合は下記ご参照ください。		
加入締切日	・口座振替の場合 翌年度以降、自動継続となるため大変便利! 2026年2月13日(金) までに 「診療所医師賠償責任保険加入依頼書(P34)」および別添の 「預金口座振替依頼書」 取扱保険代理店(株)カイトー必着	毎月月末(翌月1日より補償開始) 「診療所医師賠償責任保険加入依頼書(P34)」 取扱保険代理店(株)カイトー必着	
	・銀行振込の場合 2026年4月30日(木) までに 「診療所医師賠償責任保険加入依頼書(P34)」 取扱保険代理店(株)カイトー必着		
保険料お支払方法	・口座振替(一括払) 口座振替日 2026年3月30日(月) ※この制度では保険料収納業務を第一生命カードサービス株式会社に委託しております。 口座振替手数料として保険料とは別に121円がご加入者負担となります。 または ・銀行振込 2026年4月30日(木) 着金締切	・銀行振込み 毎月月末着金締切 (翌月1日より補償開始)	
振込先	みずほ銀行 東京中央支店 1881291 日本整形外科学会	※ご依頼人は会員本人の氏名でお振込みください。 ※振込手数料はご依頼人のご負担となっております。	

病気・ケガに備える保険

4. トータルサポートプラン	所得補償プラン	医療補償プラン	傷害総合プラン
先生やご家族の病気やケガに備える保険です。(P.31~32参照) 詳しい内容については、本パンフレットとは別のパンフレットをご用意していますので、 取扱保険代理店(株)カイトーまで資料請求ください。			
取扱保険代理店 株式会社カイトー ドクター営業部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 TEL: 03 (3369) 8811 FAX: 03 (3369) 8851 E-mail: med-jora@kaito.co.jp TEL受付時間/平日午前9時から午後5時まで	  メールはこちら		
送付先	この保険にご加入いただけるのは		

1. 診療所医師賠償責任保険

診療所の開設者にご加入いただく保険です。医療事故に関する賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっており、医業の安定経営のために必要不可欠の内容となっております。

更に診療所の実態やリスクに合わせて各種のオプションを選択できます。

I. 基本となる契約(医師賠償責任保険)

団体割引

20%

P.2

医療事故に備える

医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。



医療施設・リハビリ機器の管理等の管理に備える

医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、また業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

II. オプション

P.7

①勤務医師包括担保追加条項 P.7

ご加入医療施設の業務における勤務医の方個人の賠償責任を補償します。

②借家人賠償責任担保追加条項 P.8

借用する医療施設を火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合のビルオーナーに対する賠償責任を補償します。

理学療法を実施する医療施設にオススメ!

③傷害見舞費用担保追加条項 P.9

医療施設の利用者が理学療法中に転ぶなどケガをした際の入院・通院費用をお見舞金として支払います。

従業員のみなさまのために!

④傷害担保追加条項 P.10

業務に従事中の従業員のケガを補償します。
医療施設内の医療用放射線装置による被曝等による入院も補償します。

⑤看護職賠償責任保険(包括契約) P.12

ご加入医療施設の業務における看護職の方個人の賠償責任を補償します。

⑥医療従事者賠償責任保険(包括契約) P.14

ご加入医療施設の業務における医療従事者の方個人の賠償責任を補償します。

⑦医療機関受託者賠償責任保険 P.16

患者から預かった身の回り品を損壊してしまった時の賠償責任を補償します。

⑧医療廃棄物排出者責任保険 P.17

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任を補償します。

⑨雇用慣行賠償責任保険 P.18

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクハラに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

サイバー攻撃は想いの外
高額な調査費用が…

診療所サイバー保険単独でも
ご加入できます

⑩診療所サイバー保険 P.19

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償します。

I. 基本となる契約(医師賠償責任保険)

この保険にご加入いただけるのは

次の条件にすべて合致する場合にご加入いただけます。

- ①日本整形外科学会の会員であること
- ②医療施設の開設者(開設者が法人の場合はその法人の代表者であること)または管理者であること
- ③19床以下の医療施設であること
(医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。20床以上の医療施設はご加入になれません。)

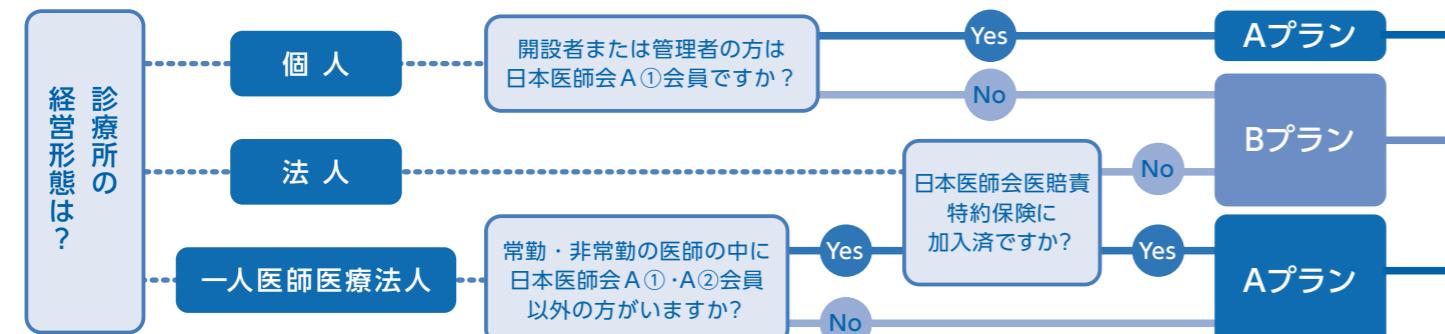
この保険の被保険者(補償を受けられる方は)

開設者または管理者となります(開設者が法人の場合は当該法人のみ)。開設者または管理者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

保険金額と保険料

●ご加入プランの決め方



⚠️ 上記「●ご加入プランの決め方」を必ずご確認ください。

Aプラン 基本となる契約

●保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型		保険金額						年間保険料	
		医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 (医療施設特約)		人格権侵害事故			
		自己負担額なし							
1型	医師特約	対人1事故につき	対人期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	1名につき	有床・無床診療所共通	
	300型	100万円	300万円	3億円	6億円	3,000万円	1,000万円	7,456円	
	200型			2億円	4億円	2,000万円		7,176円	
	150B型			1億5,000万円	15億円	3,000万円		7,480円	
	100B型			1億円	10億円	2,000万円		7,344円	
	100A型			1億円	5億円	1,000万円		7,080円	
	100型			1億円	2億円	1,000万円		6,896円	
	70型			7,000万円	1億4,000万円	700万円		6,792円	
	50型			5,000万円	1億円	500万円		6,696円	
	30型			3,000万円	6,000万円	300万円		6,568円	
	10型			1,000万円	2,000万円	100万円		6,408円	

●中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末	
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1	
2027/5/1												
加入型 1型	300型	6,835円	6,213円	5,592円	4,971円	4,349円	3,728円	3,107円	2,485円	1,864円	1,243円	621円
	200型	6,578円	5,980円	5,382円	4,784円	4,186円	3,588円	2,990円	2,392円	1,794円	1,196円	598円
	150B型	6,857円	6,233円	5,610円	4,987円	4,363円	3,740円	3,117円	2,493円	1,870円	1,247円	623円
	100B型	6,732円	6,120円	5,508円	4,896円	4,284円	3,672円	3,060円	2,448円	1,836円	1,224円	612円
	100A型	6,490円	5,900円	5,310円	4,720円	4,130円	3,540円	2,950円	2,360円	1,770円	1,180円	590円
	100型	6,322円	5,746円	5,172円	4,598円	4,022円	3,448円	2,874円	2,298円	1,724円	1,150円	574円
	70型	6,226円	5,660円	5,094円	4,528円	3,962円	3,396円	2,830円	2,264円	1,698円	1,132円	566円
	50型	6,138円	5,580円	5,022円	4,464円	3,906円	3,348円	2,790円	2,232円	1,674円	1,116円	558円
	30型	6,021円	5,473円	4,926円	4,379円	3,831円	3,284円	2,737円	2,189円	1,642円	1,095円	547円
	10型	5,874円	5,340円	4,806円	4,272円	3,738円	3,204円	2,670円	2,136円	1,602円	1,068円	534円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

Bプラン 基本となる契約

●保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額							年間保険料	
	医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 (医療施設特約)		人格権侵害事故				
	自己負担額なし								
300型	300型	3億円	9億円	3億円	6億円	3,000万円	1,000万円	133,904円	
200型	200型	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円	1,000万円	107,040円	
100型	150B型	1億円	3億円	1億5,000万円	15億円	3,000万円	1,000万円	80,760円	
100型	100B型	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	80,624円	
100型	100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	1,000万円	80,176円	
70型	70型	7,000万円	2億1,000万円	7,000万円	1億4,000万円	700万円	1,000万円	72,640円	
50型	50型	5,000万円	1億5,000万円	5,000万円	1億円	500万円	1,000万円	66,688円	
30型	30型	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円	1,000万円	54,528円	
10型	10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円	1,000万円	30,176円	

●中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末	
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1	
2027/5/1												
加入型 1型	300型	122,745円	111,587円	100,428円	89,269円	78,111円	66,952円	55,793円	44,635円	33,476円	22,317円	11,159円
	300型	141,409円	128,553円	115,698円	102,843円	89,987円	77,132円	64,277円	51,421円	38,566円	25,711円	12,855円
	200型	98,120円	89,200円	80,280円	71,360円	62,440円	53,520円	44,600円	35,680円	26,760円	17,840円	8,920円

お支払いする保険金の種類は…

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

● 医師特約条項

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

● 医療施設特約条項

- ① 法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合……………治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合……………修理費、再調達費など*
- ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- ・人格権侵害事故の場合……………慰謝料など
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

この保険では、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない場合は…

次のような場合、保険金お支払いの対象となりません。

● 賠償責任保険共通の免責事由

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任*
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被つた身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族^{※n}の方に対する賠償責任
- ⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任

※損保ジャパンが保険金を支払わないのはその被保険者が被る損害にかぎります。

● 医師特約に関する免責事由

- ① 医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することによって加重された責任

など

ご注意

日本医師会A①会員以外で診療所医師賠償責任保険に「法人」としてご加入いただいた場合、開設者・管理者の医師がアルバイト等で他の医療施設において行った医療行為は補償対象外です。
勤務医師賠償責任保険(団体割引20%)へのご加入をご検討ください。詳細は右の二次元コードをご覗ください。



刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

追加保険料なしで自動セット

被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師^(注)が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

(注)一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

保険金額

1事故あたりおよび保険期間中の保険金額は**500万円**となります。

*ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
※被保険者の有罪が確定した場合は支払われません。

● 保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事案件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。

- ① 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用
- ② 弁護士法に基づく活動を逸脱する行為に関する弁護士費用

● 保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定時とは、次のいずれかの時をいいます。

① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)

② 裁判所が略式命令を発した時^(注2)

③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)

(注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

● 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象

次に掲げる刑事案件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事案件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事案件
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事案件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事案件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事案件
- ⑥ 所定の免許を有しないものが行った医療に起因する刑事案件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事案件は除きます。

など

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事案件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。
親族	* n ……6親等内の血族、配偶者 ^{※n+1} または3親等内の姻族をいいます。 ※ n +1…婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

II. オプション

① 勤務医師包括担保追加条項

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。

この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※ この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※ この追加条項は加入者証記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※ 加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額			年間保険料	
	医療上の事故（医師特約）				
	対人1事故につき	対人期間中	有床・無床診療所共通		
300型	3億円	9億円	38,513円		
200型	2億円	6億円	30,785円		
150型	1億5,000万円	4億5,000万円	26,921円		
100型	1億円	3億円	23,057円		
70型	7,000万円	2億1,000万円	20,894円		
50型	5,000万円	1億5,000万円	19,192円		
30型	3,000万円	9,000万円	15,692円		
10型	1,000万円	3,000万円	8,659円		
1型	100万円	300万円	1,874円		

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1

補償終了日	2027/5/1										
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

加入型	300型	35,304円	32,094円	28,885円	25,675円	22,466円	19,257円	16,047円	12,838円	9,628円	6,419円	3,209円
	200型	28,220円	25,654円	23,089円	20,523円	17,958円	15,393円	12,827円	10,262円	7,696円	5,131円	2,565円
	150型	24,678円	22,434円	20,191円	17,947円	15,704円	13,461円	11,217円	8,974円	6,730円	4,487円	2,243円
	100型	21,136円	19,214円	17,293円	15,371円	13,450円	11,529円	9,607円	7,686円	5,764円	3,843円	1,921円
	70型	19,153円	17,412円	15,671円	13,929円	12,188円	10,447円	8,706円	6,965円	5,224円	3,482円	1,741円
	50型	17,593円	15,993円	14,394円	12,795円	11,195円	9,596円	7,997円	6,397円	4,798円	3,199円	1,599円
	30型	14,384円	13,077円	11,769円	10,461円	9,154円	7,846円	6,538円	5,231円	3,923円	2,615円	1,308円
	10型	7,937円	7,216円	6,494円	5,773円	5,051円	4,330円	3,608円	2,886円	2,165円	1,443円	722円
	1型	1,718円	1,562円	1,406円	1,249円	1,093円	937円	781円	625円	469円	312円	156円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

② 借家人賠償責任担保追加条項

概要

開設者が借用する建物の戸室（医療施設）につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

被保険者

・医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 爭訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- ③ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	自己負担額 1,000円		
B3型	5,000万円		8,640円
B2型	3,000万円		5,440円
B1型	1,000万円		3,600円

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末	
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1	
補償終了日	2027/5/1											
加入型	B3型	7,920円	7,200円	6,480円	5,760円	5,040円	4,320円	3,600円	2,880円	2,160円	1,440円	720円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

③ 傷害見舞費用担保追加条項

患者さまのケガに備える!!

医療施設において、医療施設利用者(入院患者を除きます。)が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。(理学療法を実施する医療施設にオススメ)

概要

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故^{*1}により身体に傷害^{*2}を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

*1 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

*2 「傷害」には以下の1、2の中毒症状および障害を含みます。

ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

1. 偶然かつ一時に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
2. 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

(注) 利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含まれません。

- ▶ 被保険者(法人の場合は理事、取締役等)およびその者と同居または生計を共にする親族
- ▶ 医療施設の業務に従事中の者
- ▶ 医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ▶ 医療施設に入院中の者

被保険者

医療施設(医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設)の開設者

保険金をお支払い
できない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被傷者(利用者)の故意または重大な過失
- ④ 被傷者(利用者)の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被傷者(利用者)が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥ 被傷者(利用者)の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦ 被傷者(利用者)の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置など

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額								年間保険料 (1診療所あたり)	
	1名につき									
	入院見舞費用保険金				通院見舞費用保険金					
死亡・後遺障害 見舞費用保険金		入院期間		通院日数						
31日以上 30日以内		15日以上 14日以内	8日以上 7日以内	31日以上 30日以内	15日以上 14日以内	8日以上 7日以内			有床・無床 診療所共通	
C1型	50万円	10万円	5万円	3万円	2万円	5万円	3万円	2万円	1万円	1,724円

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末	
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1	
補償終了日	2027/5/1											
加入型	C1型	1,580円	1,437円	1,293円	1,149円	1,006円	862円	718円	575円	431円	287円	144円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

④ 傷害担保追加条項 (同時セット: 特定感染症危険担保追加条項)

業務に従事中(通勤途上を含みます)の従業員のケガを補償します。

医療施設内の医療用放射線装置による被曝等による入院も補償します。

保険の概要

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、日本国内において、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害^(注1)、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、特定感染症^(注2)を発病した場合、所定の保険金をお支払いします。

(注1)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、または三類感染症をいいます。(※)

(※) 鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含まれません。

被保険者

医療施設(医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設)の開設者
開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事するもの

お支払いする保険金

- ▶ 死亡保険金(特定感染症は除く)
- ▶ 後遺障害保険金
- ▶ 入院保険金
- ▶ 手術保険金(特定感染症は除く)
- ▶ 通院保険金
- ▶ 葬祭費用保険金(特定感染症のみ)

保険金をお支払い
できない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因のいかんを問わず) 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合など

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額					年間保険料 (有床・無床診療所共通)
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	手術給付金	特定感染症葬祭費用	
D3型	3,000万円	10,000円	5,000円	入院中 10万円	300万円限度(実費) それ以外 5万円	269,376円
				それ以外 5万円		
D2型	2,000万円	7,000円	3,500円	入院中 7万円	300万円限度(実費) それ以外 3.5万円	184,448円
				それ以外 3.5万円		
D1型	1,000万円	5,000円	2,500円	入院中 5万円	300万円限度(実費) それ以外 2.5万円	111,984円
				それ以外 2.5万円		

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日	2027/5/1										
加入型	D3型	246,928円	224,480円	202,032円	179,584円	157,136円	134,688円	112,240円	89,792円	67,344円	44,896円
	D2型	169,077円	153,707円	138,336円	122,965円	107,595円	92,224円	76,853円	61,483円	46,112円	30,741円
	D1型	102,652円	93,320円	83,988円	74,656円	65,324円	55,992円	46,660円	37,328円	27,996円	18,664円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

● ご注意点

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 看護職賠償責任保険(包括契約)

保険の概要

<第1章 看護業務担保条項>

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項> (2024年2月1日以降保険始期契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事案件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます)。

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

1. 加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
2. ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
3. 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
4. 過去に退職された看護職の方も対象となります。

お支払いする保険金

<第1章 看護業務担保条項>

① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償

② 争訟費用等

▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事案件に係る弁護士費用または訴訟費用

保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 看護業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

1. 保険契約者・被保険者の故意
 2. 保健師助産師看護師法に違反して行った業務
 3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 4. 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
 5. 特別な約定により加重された責任
 6. 海外での医療行為
 7. 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求
- ※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥ 所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件

など

保険金をお支払い
できない主な場合

ご契約にあたっての
ご注意

- ① ご勤務される看護職の方を一括して契約するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	1事故	期間中	
K8型	2億円	6億円	8,440円
K7型	1億円	3億円	7,680円
K6型	7,000万円	2億1,000万円	6,990円
K5型	5,000万円	1億5,000万円	6,540円
K4型	3,000万円	9,000万円	5,920円
K3型	1,000万円	3,000万円	3,890円
K2型	500万円	1,500万円	2,750円
K1型	100万円	300万円	1,140円

*刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日	2027/5/1										
K8型	7,737円	7,033円	6,330円	5,627円	4,923円	4,220円	3,517円	2,813円	2,110円	1,407円	703円
K7型	7,040円	6,400円	5,760円	5,120円	4,480円	3,840円	3,200円	2,560円	1,920円	1,280円	640円
K6型	6,408円	5,825円	5,243円	4,660円	4,078円	3,495円	2,913円	2,330円	1,748円	1,165円	583円
K5型	5,995円	5,450円	4,905円	4,360円	3,815円	3,270円	2,725円	2,180円	1,635円	1,090円	545円
K4型	5,427円	4,933円	4,440円	3,947円	3,453円	2,960円	2,467円	1,973円	1,480円	987円	493円
K3型	3,566円	3,242円	2,918円	2,593円	2,269円	1,945円	1,621円	1,297円	973円	648円	324円
K2型	2,521円	2,292円	2,063円	1,833円	1,604円	1,375円	1,146円	917円	688円	458円	229円
K1型	1,045円	950円	855円	760円	665円	570円	475円	380円	285円	190円	95円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

⑥ 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

<第1章 医療業務担保条項>

医療従事者(診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ① 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
- ② 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
- ③ 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- ④ 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
- ⑤ 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- ⑥ 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
- ⑦ 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- ⑧ 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- ⑨ 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- ⑩ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
- ⑪ 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- ⑫ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- ⑬ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- ⑭ 救命救急士法(平成3年法律第36号)

*1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

*2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

*3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>(2024年2月1日以降保険始期契約より)

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

*次の費用はお支払いの対象外になります。

- ① 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ② 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

*包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のメリットがあります。

1. 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
2. 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
3. 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

お支払いする保険金

<第1章 医療業務担保条項>

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
 - ▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償
- ② 争訟費用等
 - ▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

など

保険金をお支払い
できない主な場合

<第1章 医療業務担保条項>

- 次の事由に起因する損害
 - ① 保険契約者・被保険者の故意
 - ② 前記法律に違反して行った業務
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
 - ⑤ 特別な約定により加重された責任
 - ⑥ 海外での医療行為
 - ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求
 - ⑧ 初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合	<第2章 刑事弁護士費用担保条項>										
	○次の事由に起因する損害	① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然災象								
○次に掲げる刑事事件に起因する損害											
① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件	② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件	③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件	④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件	⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件	⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件	など					
ご加入にあたってのご注意	① ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。										
② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。											
③ 事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。											

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	1事故	期間中	
J8型	2億円	6億円	560円
J7型	1億円	3億円	419円
J6型	7,000万円	2億1,000万円	382円
J5型	5,000万円	1億5,000万円	358円
J4型	3,000万円	9,000万円	322円
J3型	1,000万円	3,000万円	211円
J2型	500万円	1,500万円	150円
J1型	100万円	300万円	62円

*刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末	
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1	
補償終了日	2027/5/1											
加入型	J8型	513円	467円	420円	373円	327円	280円	233円	187円	140円	93円	47円
	J7型	384円	349円	314円	279円	244円	210円	175円	140円	105円	70円	35円
	J6型	350円	318円	287円	255円	223円	191円	159円	127円	96円	64円	32円
	J5型	328円	298円	269円	239円	209円	179円	149円	119円	90円	60円	30円
	J4型	295円	268円	242円	215円	188円	161円	134円	107円	81円	54円	27円
	J3型	193円	176円	158円	141円	123円	106円	88円	70円	53円	35円	18円
	J2型	138円	125円	113円	100円	88円	75円	63円	50円	38円	25円	13円
	J1型	57円	52円	47円	41円	36円	31円	26円	21円	16円	10円	5円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

⑦ 医療機関受託者賠償責任保険

保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物(身の回りのもの)を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金
 - ▶ 受託物の修理費
 - ▶ 再調達費用(同等の物を新たに購入するために必要な費用)
 - ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の故意による損害
 - ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
 - ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
 - ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
 - ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害(虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。)
 - ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
 - ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
 - ⑧ 紛失
 - ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害
- など

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額	年間保険料 (1診療所あたり)
X1型	50万円	5,180円

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末	
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1	
補償終了日	2027/5/1											
加入型	X1型	4,750円	4,320円	3,890円	3,450円	3,020円	2,590円	2,160円	1,730円	1,300円	860円	430円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

⑧ 医療廃棄物排出者責任保険

保険の概要

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に基づく措置命令（回収命令）^(注1)・除去費用の求償^(注2)を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壤の浄化にかかる費用（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）などを保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度に補償します。
 - 国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度にお支払いします。（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）
 - ① 行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
 - ② 投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
 - ③ 投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。
- （注1）措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
- （注2）除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

補償地域

（保険の対象となる地域）
日本国内とします。ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

被保険者

医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

お支払いする保険金

- ① 廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壤浄化費用
 - ② 投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
 - ③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
- ※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。
 - ① 被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故。
 - ② 被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
 - ③ 被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
 - ④ 被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
 - ⑤ 不動産価格の下落
 - ⑥ 廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任
- など

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

約定損害てん補割合90%（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)	
	自己負担額なし			
	1事故・期間中		無床診療所	有床診療所
Y3型	3億円		9,140円	12,530円
Y2型	1億円		8,020円	10,990円
Y1型	5,000万円		7,320円	10,030円

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日	2027/5/1										
Y3型	無床	8,380円	7,620円	6,860円	6,090円	5,330円	4,570円	3,810円	3,050円	2,290円	1,520円
	有床	11,490円	10,440円	9,400円	8,350円	7,310円	6,270円	5,220円	4,180円	3,130円	2,090円
Y2型	無床	7,350円	6,680円	6,020円	5,350円	4,680円	4,010円	3,340円	2,670円	2,010円	1,340円
	有床	10,070円	9,160円	8,240円	7,330円	6,410円	5,500円	4,580円	3,660円	2,750円	1,830円
Y1型	無床	6,710円	6,100円	5,490円	4,880円	4,270円	3,660円	3,050円	2,440円	1,830円	1,220円
	有床	9,190円	8,360円	7,520円	6,690円	5,850円	5,020円	4,180円	3,340円	2,510円	1,670円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

⑨ 雇用慣行賠償責任保険

保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求^{*}に對し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。
※被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者（患者）よりなされた損害賠償請求にかかります。医療の対象者（患者）については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

被保険者

- ① 医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者
- ② 記名被保険者の役員、理事長
- ③ 記名被保険者の従業員（パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。）

補償地域

（保険の対象となる地域）
日本国内のみ

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金 ▶ 慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。） ▶ 訴訟費用、弁護士報酬

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 労働争議、労働交渉、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
 - ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ④ セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
 - ⑤ 加入者証記載の週及日^{*}より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
 - ⑥ 加入者証記載の週及日^{*}より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
 - ⑦ 保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
 - ⑧ 労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
 - ⑨ 民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
 - ⑩ 日本国外でなされた損害賠償請求
 - ⑪ 契約上加重された賠償責任
- ※「加入者証記載の週及日」とは、通常雇用慣行賠償責任保険の初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説

- 解雇…雇用が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
- 差別…以下をみたすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
 - ・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること
- セクハラ…以下をみたすものをいいます。
 - ・役員、従業員、医療の対象者（患者）に対して「セクハラ」行為が行われたこと ※取引先におけるセクハラ行為は対象外
 - ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
 - ・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

約定損害てん補割合90%（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	自己負担額50万円		
Z1型	1事故・期間中	有床・無床診療所共通	1,000万円

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2025/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日	2027/5/1										
加入型	Z1型	14,670円	13,330円	12,000円	10,670円	9,330円	8,000円	6,670円	5,330円	4,000円	

サイバー攻撃は思いの外

高額な調査費用が…

[オプションですが、診療所サイバー保険のみのご加入もできます。]

⑩ 診療所サイバー保険

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償します。

保険の概要

「診療所サイバー保険」は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピューターシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピューターシステムに対する不正アクセス等のサイバー攻撃や情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払する保険です。

※加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

賠償責任

以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用

事故発生時の各種対応費用

以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用

お支払いする保険金

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピューターシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

サイバー保険の「事故発生時の各種対応費用」ってどんなもの？

事故対応特別費用

原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用

対応費用例

- 調査：事故原因調査・影響調査
- 事態収拾：会見・マスコミ対応・コールセンター設置
- 復旧：データ復旧・情報機器復旧
- 再発防止：コンサルティング

情報漏えい対応費用

情報漏えいまたはそのおそれによる被保険者が支出した諸費用

対応費用例

- 上記の事故対応特別費用
- 被害者への見舞金・見舞品
- 情報漏えいのモニタリング

サイバー攻撃対応費用*

サイバー攻撃またはそのおそれによる被保険者が支出した諸費用を補償

対応費用例

- サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用
- ネットワークの遮断のための外部委託費用
- 弁護士等の外部の専門家への相談費用

法令等対応費用

情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査等が行われた場合に、被保険者が支出した諸費用

対応費用例

- 弁護士・コンサルタント等の専門家への相談費用
- 報告書等の文書作成費用、公的機関への報告にかかる費用
- 証拠収集費用・翻訳費用

*サイバー攻撃対応費用については、サイバー攻撃のおそれが次の①または②のいずれかによって発見された場合にお支払いします。

①公的機関からの通報または公的機関への通報

②被保険者のコンピューターシステムのセキュリティ運用機関を委託している会社等からの通報または報告

サイバー攻撃による情報漏えい事故発生時の対応手順とそれに掛かる費用額例

仮定シナリオ

サイバー攻撃により、診療所内のパソコン5台がマルウェアに感染。
患者の個人情報等が流出した可能性が発覚。

対応手順



費用額例



*フォレンジック調査費用とは…

パソコンやネットワークのログなどの記録から法的証拠を収集・保全し、原因や痕跡などを調査分析するための費用。専門技術のある外部業者に委託する必要があります。

出典：損保ジャパン調べ

『診療所サイバー保険』の加入タイプ

費用の高額化にあわせたタイプもご用意しております！

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※1加入者毎に、保険期間中に下記「損害賠償」と「事故対応特別費用」でお支払いする保険金の合計額は、「損害賠償」の保険金額(総保険金額)を限度とします。

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額 (自己負担額なし)				年間保険料 (有床・無床共通)
	損害賠償	事故対応特別費用			
おすすめ S7	2億円	3,000万円			72,650円
おすすめ S5	2億円	2,000万円			65,530円
S4	1億円	1,000万円			55,880円
S2	3,000万円	300万円			37,430円
S1	1,000万円	100万円			29,380円

● 中途加入される場合の保険料(有床・無床共通)

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日											
2027/5/1											
おすすめ S7	66,600円	60,540円	54,490円	48,430円	42,380円	36,330円	30,270円	24,220円	18,160円	12,110円	6,050円
おすすめ S5	60,070円	54,610円	49,150円	43,690円	38,230円	32,770円	27,300円	21,840円	16,380円	10,920円	5,460円
S4	51,220円	46,570円	41,910円	37,250円	32,600円	27,940円	23,280円	18,630円	13,970円	9,310円	4,660円
S2	34,310円	31,190円	28,070円	24,950円	21,830円	18,720円	15,600円	12,480円	9,360円	6,240円	3,120円
S1	26,930円	24,480円	22,040円	19,590円	17,140円	14,690円	12,240円	9,790円	7,350円	4,900円	2,450円

付帯サービスの概要(SOMPOリスクマネジメント社提供)

サイバーリスクにおける事前対策サービス

SOMPOリスクマネジメント社では、以下サービスも展開しております。

サービスの詳しい内容につきましては、SOMPOリスクマネジメント社までご照会ください。

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院(目安:病床数200床以上)に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断(クリニック用)評価レポート	クリニック(診療所・歯科診療所)に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 <Lightプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした無償で行うサービスです。<Basicプラン>のお試し版となります。ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 <Basicプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした有償で行うサービスです。ご利用は1年間。発信回数に応じて費用が決まります。	有償

(注)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故発生時のサービス(緊急時サポート総合サービス)

「診療所サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント(株)を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。(ただし、日本国内における利用、かつ診療所サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)。



保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、詳細については保険約款をご確認ください。

共 通

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戰争等 (以下のアからウに掲げるものをいいます。) に起因する損害
 - ア. 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。
など

事故に関する各種対応費用の固有部分

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中止、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

2. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の医師が加入対象となります。また、損保ジャパンで医師賠償責任保険に加入されていることが加入条件となりますので、ご注意ください。

保険の概要

この保険は、嘱託医として行う行為のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害について、保険金をお支払いします。

以下①～④の活動をする医師を、総称で「嘱託医」と呼びます。

- ① 労働安全衛生法により定められた産業医
- ② 国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
- ③ 学校保健安全法により定められた学校医
- ④ 児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医



医師賠償責任保険は、医療行為に起因する患者の身体障害に対してのみ保険金をお支払します。

そのため、提供業務や賠償請求の内容によっては、医師賠償責任保険では対象とならないケースがあります！

医師賠償責任保険（別売）と産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、嘱託医の活動にかかるリスクを総合的にカバーすることができます。



被保険者(補償を受けられる方)

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金……………被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料など
- ② 争訟費用等……………訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

産業医の職務遂行における責任について<想定される事例>

事例	
①	うつ病で休職した従業員が主治医から復職可能と診断されたにもかかわらず、産業医が復職を認めなかたため退職させられた。その従業員から退職させられたのは不当として損害賠償請求を受けた。
②	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談を実施した。労働時間の調整などの助言をしなかったため、その従業員が死亡。政府労災により過労死認定がされたため、遺族から産業医として適切な対応を行っていなかったとして、損害賠償請求を受けた。
③	嘱託医契約を結んだ事業所の定期健康診断で、従業員からHIV感染をしている旨の相談を受けた。嘱託医は本人に無断でその情報を事業所へ報告したところ、事業所はHIVであることを理由に、その従業員を解雇した。その後、従業員より損害賠償請求を受けた。
④	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談で、他の顧問先の企業状況と比較して問題ない旨を回答した。その従業員が労基署に相談し、引き合いに出した他の企業に関する話をした結果、労基署がその企業に照会したことから、その企業から内部情報の漏えいを理由に損害賠償請求を受けた。

上記①～④の行為は“医療行為”に該当しないと考えられます。

保険金額(支払限度額)と保険料

支払限度額 1事故：1億円／保険期間中：3億円

自己負担額 なし

(保険期間1年、一括払)

ご契約形態	年間保険料
診療所(1施設あたり)	5,000円

+

オプション	勤務医包括*
	5,000円

・診療所：病床がない、もしくは1～19床の病床を有する医療施設

※勤務医師包括担保追加条項(オプション)

医療施設が請け負った嘱託医の業務において、勤務医個人の賠償責任を名簿の備え付けを条件として無記名で包括的にカバーする追加条項です。

中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分まで締切り、翌月1日午後4時から2027年5月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日	2027/5/1										
ご契約形態	診療所	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円
オプション	勤務医包括	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円
	420円										

保険金をお支払いできない場合は…

- ① 医療行為に起因する損害賠償請求
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
ア.自動車、原動機付自転車または航空機
イ.車両^(注)、船舶または動物
(注)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
- ⑤ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の使用者が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ⑪ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求

など

3. クレーム対応費用保険 (医療業務妨害行為対応費用保険)

保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。損保ジャパンが指定する専門相談窓口(クレームコンシェル)による相談、アドバイス等のサービスを無料で受けることができます。また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に係る費用を保険金としてお支払いします。



被保険者

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

弁護士費用保険金:相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。

※日当、顧問料は含まれません。損保ジャパンの事前承認が必要です。

クレーム行為とは

被保険者の業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、

保険金額(支払限度額)と保険料

プラン	おすすめ				[保険期間1年、一括払]			
	クレーム300万	クレーム200万	クレーム100万	クレーム50万	1事故300万円 期間中900万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故100万円 期間中300万円	1事故50万円 期間中150万円
診療所 (1施設あたり)	30,000円	25,000円	20,000円	17,500円				

・診療所:病床がない、もしくは1~19床の病床を有する医療施設

お支払いする保険金=(弁護士からの請求費用-自己負担額1万円)×90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客様自身でのご負担となります。

中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分まで締切り、翌月1日午後4時から2027年5月1日午後4時までの保険期間となります。
- ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

申込日(締切)	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	2027/2/末	2027/3/末
補償開始日	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	2027/3/1	2027/4/1
補償終了日	2027/5/1										

クレーム300万(支払限度額 1事故300万円・期間中900万円)

診療所	1施設あたり	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
-----	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------

クレーム200万(支払限度額 1事故200万円・期間中600万円)

診療所	1施設あたり	22,920円	20,830円	18,750円	16,670円	14,580円	12,500円	10,420円	8,330円	6,250円	4,170円	2,080円
-----	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------

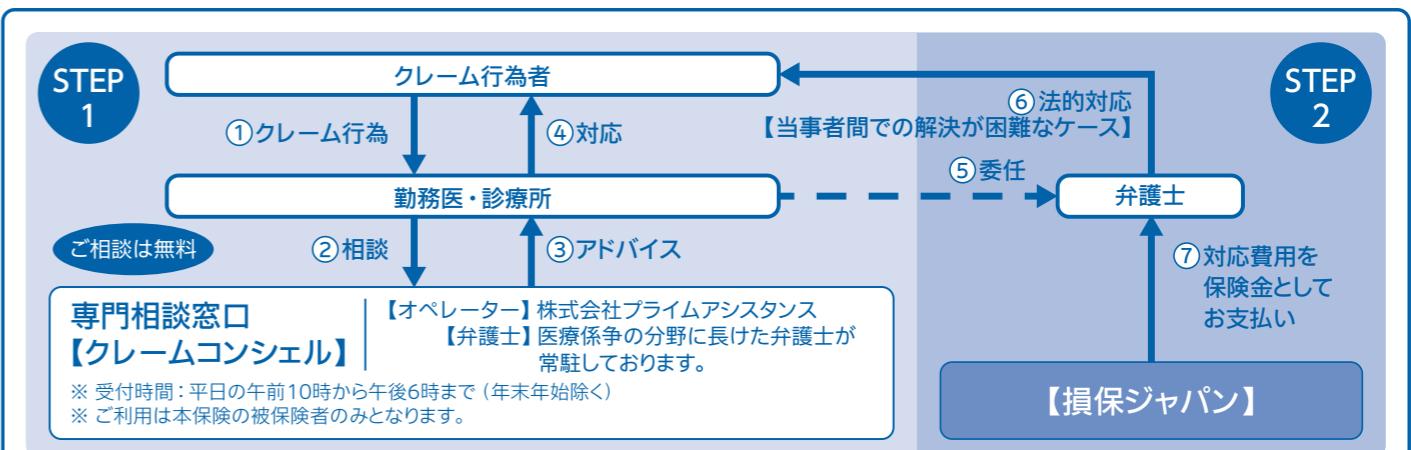
クレーム100万(支払限度額 1事故100万円・期間中300万円)

診療所	1施設あたり	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円
-----	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------

クレーム50万(支払限度額 1事故50万円・期間中150万円)

診療所	1施設あたり	16,040円	14,580円	13,130円	11,670円	10,210円	8,750円	7,290円	5,830円	4,380円	2,920円	1,460円
-----	--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

もしもクレームを受けたら…



クレームコンシェルに相談 (①～④)

- 対象のクレームが発生した場合、クレームコンシェルにご相談ください。
- クレーム応対のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。
 クレームコンシェルの問合せ電話番号は、加入者証に掲載します。
 お電話の際にはご契約状況がわかる加入者証をお手元にご用意ください。

- ご注意
- クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。(個別具体的に法的な助言は行いません。)
 - クレームコンシェル内弁護士との1回のご相談時間の目安は15分とさせていただきます。
 - 保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険の対象となる相談は対象外です。
 - 医療事故等の場合は、損保ジャパン(P28参照)にご連絡をお願いします。



弁護士に対応依頼 (⑤～⑦)

- クレームコンシェルが当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

ご注意 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、クレームコンシェルに相談があったうえで、保険会社が承諾した場合のみとなります。

保険金をお支払いできない場合は…

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。

- 保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- 次のア.またはイ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
 ア.保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
 イ.保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア.に掲げる者以外の者
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
- クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
- 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
- 美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害
- 所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療によって生じた損害

など

用語のご説明											
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行ふことをいいます。										
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。										
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。										
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。										

診療所医師賠償責任保険 Q&A

Q1 加入の証明はありますか？

A 「公益社団法人 日本整形外科学会 診療所医師賠償責任保険」にご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りします。大切に保管してください。
なお、保険開始から2か月が経過しても「加入者証」が届かない場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2026年5月1日保険始期の「加入者証」は、2026年6月下旬頃にお送りします。

Q2 領収証が欲しいのですが…

A 「保険料領収証」につきましては、契約者である「公益社団法人 日本整形外科学会」宛に発行します。
そのため、ご加入いただきました先生には「保険料領収証」を発行することができません。
「加入者証」にて代用してください。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

Q3 途中で解約したいのですが…

A 前月末までに取扱保険代理店または損保ジャパンにお申し出いただきますと、翌月1日付でご解約が可能です。保険料は月割でご返金します。
その際は必要書類を取扱保険代理店より別途ご案内します。

解約時の注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合

解約の申し出をいただく前に書面で損保ジャパンまでご連絡ください*。
ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求が補償の対象となります。
※その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内にご連絡いただかないと、補償の対象となりません。

Q4 損害賠償請求期間延長担保追加条項とは？

A この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。

したがいまして、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行なった医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。)解約のお手続き時にご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ポイント

医師特約条項は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって廃業により保険を解約した場合、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とできません。(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。前記「解約時の注意点」をご参照ください。)

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行なった医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になれる可能性は否定できません。

廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

Q5 病院は加入できますか？

A この保険に加入できるのは病床数19床以下の診療所となります。病床数20床以上の病院はご加入になれません。

事故が起った場合は…

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含みます。)は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡先

■事故対応窓口(事故に関するご連絡等)

損害保険ジャパン株式会社

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

本店専門保険金サービス部 医師賠償保険金サービス課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル23階

電話：03(3349)5394

■平日夜間・土日祝日のご連絡先については

事故サポートセンター

(受付時間) 24時間365日

電話：0120(727)110

ご注意

- ① 賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。医師賠償責任保険でその事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。(保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。)
- ② 事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。
- ③ この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象となりません。

1. 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	1. 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、 休業損害証明書、源泉徴収票など 2. 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、 承諾書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など

(注1)事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

2. 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会 ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④ 日本国での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することができます。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

3. 次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

① 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

② 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

③ 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

④ 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

保険法により③の先取特権行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

(注)2010年3月31日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。

ご注意

- この保険は公益社団法人 日本整形外科学会を契約者とする団体保険です。
- ご加入の際には、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

【告知事項】

【加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて】 ※加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の以下の項目をいいます。①被保険者欄 ②この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約の有無 ③医師の日本医師会会員区分 ④診療所の経営形態(個人・法人・一人医師医療法人) ⑤診療所の有床・無床区分 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ*取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

【加入依頼書等の記載事項の変更】

<例> ① 保険金額等ご契約内容を変更される場合 ② 個人立の診療所が法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所に組織変更される場合 ③ 法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所が個人立の診療所に組織変更される場合 ④ 診療所の無床・有床区分の変更 ⑤ 診療所の経営母体の変更 ⑥ 公益社団法人 日本整形外科学会を退会する場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

*加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2) ご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱保険代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険はクーリングオフ(契約申し込みの撤回等)制度の対象ではありません。

●診療所医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項および医療施設特約条項等をセットしたものです。

●診療所サイバー保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項等をセットしたものです。

●医師賠償責任保険(医師特約条項)では、被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権行使する場合があります。

●ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●この保険契約(診療所サイバー保険を除く)の保険適用地域は日本国内となります。

- 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 診療所サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(公益社団法人 日本整形外科学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかげ間違にご注意ください。

受付時間:平日の午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・12/30~1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

4. トータルサポートプラン

団体割引
15%

保険期間

2026年6月1日午後4時～2027年6月1日午後4時

自動継続

毎月1日付でご加入できます!
対面のお手続き不要!

健康なうちに家族で
保険に入れておけば…
やつぱり先進医療・個室入院…

所得補償



まさか・長期療養なんて…!
子供の教育費、住宅ローン…

医療補償



先生とご家族の
毎日の生活を
安心サポート!!



資料請求はこちら

パンフレットと申込書類をご郵送致します!

所得補償
プラン

医療補償
プラン

糖尿病・高血圧症・狭心症など
持病のある方もご加入しやすい
プランです!

所得補償プラン
の
健康状態の告知
イメージ図



トータルサポートプランは、2025年11月時点での概要を説明したものです。
詳細は、(株)カイトーHPもしくは上記資料請求フォームから資料請求ください。

3つのプランから自由にお選びいただけます!

月々の給与をサポート!

病気・ケガで働けなくなった
ときの収入減に備えて…

所得補償プラン

(所得補償保険) (団体長期障害所得補償保険)

最高月額600万円まで補償
(満70～89歳は月額200万円まで)

長期間収入補償するコースもあります。

精神障害も
補償!!



入通院などの治療費をサポート!

会員 ご家族 従業員

医療補償プラン

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約等セット団体総合保険)

三大疾病診断保険金:一時金100万円

先進医療等費用補償:月額保険料50円で500万円まで

病気・ケガでの入通院などの
治療費に備えて…



何歳でも加入できるケガの保険!

会員 ご家族 従業員

傷害総合プラン

(傷害総合保険)

健康状態告知書不要
年齢、性別問わず同じ保険料



資料請求やお問合せなどにつきましては、取扱保険代理店 株式会社カイトーへご連絡ください。
TEL:03-3369-8811 E-MAIL:med-jora@kaito.co.jp

メールは
こちら



記入例

公益社団法人 日本整形外科学会 御中

申込日 年 月 日

診療所医師賠償責任保険 加入依頼書

<個人情報の取扱について>

保険契約者(公益社団法人 日本整形外科学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他の業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

加入者証送付先	会員住所		医療施設
会員氏名	フリガナ	ガッカイ	タロウ
	学会 太郎		
会員住所	フリガナ	トウキョウト	シンジュク ニシシンジュク
	〒 160-0023	東京都 新宿区 西新宿	○-○-○
TEL	03-××××-×××	携帯TEL	090-××××-×××
性別	(男)	(女)	生年月日(西暦) 19×× 年 × 月 × 日生
主たる勤務先病院・医院もしくは医療施設名			
名称	フリガナ	シンジュク 新宿	シンリョウジヨ 診療所
所在地	フリガナ	トウキョウト	シンジュク ニシシンジュク
	〒 160-0023	東京都 新宿区 西新宿	○-○-○
TEL	03-××××-×××		
メールアドレス	××××@××.com		
日本医師会会員区分	A1会員	A1会員以外	非会員
A1会員は「基本契約」のみご加入いただけます。基本契約は日本医師会の医師賠償責任保険の自己負担額を補完するための契約です。			
経営形態	個人	法人	一人医療法人 その他
有床・無床区分	無床	有床	(床)※19床以下に限ります。

お申込内容をご記入ください。P.3のチャートをよくご確認いただき、お手続きください。

加入日(毎月末日〆切 翌月1日補償開始)	2026年5月1日		
1. 診療所医師賠償責任保険 I. 基本となる契約(医師賠償責任保険)	加入は〇印	加入型	
		医師特約	医療施設特約
	○	300型	300型 133,904 円
II. オプション			
①勤務医師包括担保追加条項	○	100型	23,057 円
②借家人賠償責任保険追加条項	○	B3型	8,640 円
③傷害見舞費用追加条項	○	C1型	1,724 円
④傷害担保追加条項	○	D3型	269,376 円
⑤看護職賠償責任保険(包括契約)	○	K8型	8,440 円
⑥医療従事者賠償責任保険(包括契約)	○	J8型	560 円
⑦医療機関受託者賠償責任保険	○	X1型	4,620 円
⑧医療廃棄物排出者責任保険	○	Y2型	8,020 円
⑨雇用慣行賠償責任保険	○	Z1型	16,000 円
⑩診療所サイバー保険	○	S4型	55,880 円
併売商品			
2. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険	○	勤務医包括	○ 10,000 円
3. クレーム対応費用保険	○	プラン	300万 30,000 円
合計保険料			570,221 円

<送付先> 取扱保険代理店

株式会社カイトー
FAX : 03-3369-8851
MAIL : med-jora@kaito.co.jp



振込先:みずほ銀行 東京中央支店
普通 1881291 日本整形外科学会
「カナ氏名+生年月日(西暦8ヶタ)」で
お振込ください。

会員確認	入力	CHECK	修正	CHECK

公益社団法人 日本整形外科学会 御中

申込日 年 月 日

診療所医師賠償責任保険 加入依頼書

<個人情報の取扱について>

保険契約者(公益社団法人 日本整形外科学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他の業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

加入者証送付先	会員住所	医療施設		
会員氏名	フリガナ			
	フリガナ			
会員住所	TEL	携帯TEL		
	性別	男 女	生年月日(西暦)	年 月 日
主たる勤務先病院・医院もしくは医療施設名				
名称	名称			
	フリガナ			
所在地	TEL			
	メールアドレス			
日本医師会会員区分	A1会員	A1会員以外	非会員	
	A1会員は「基本契約」のみご加入いただけます。基本契約は日本医師会の医師賠償責任保険の自己負担額を補完するための契約です。			
経営形態	個人	法人	一人医療法人	その他
有床・無床区分	無床	有床	(床)※19床以下に限ります。	
お申込内容をご記入ください。P.3のチャートをよくご確認いただき、お手続きください。				
加入日(毎月末日〆切 翌月1日補償開始)	年 月 日			
1. 診療所医師賠償責任保険 I. 基本となる契約(医師賠償責任保険)	加入は〇印	加入型		保険料
		医師特約	医療施設特約	
	○	300型	300型 133,904 円	
II. オプション				
①勤務医師包括担保追加条項	○	100型	23,057 円	
②借家人賠償責任保険追加条項	○	B3型	8,640 円	
③傷害見舞費用追加条項	○	C1型	1,724 円	
④傷害担保追加条項	○	D3型	269,376 円	
⑤看護職賠償責任保険(包括契約)	○	K8型	8,440 円	
⑥医療従事者賠償責任保険(包括契約)	○	J8型	560 円	
⑦医療機関受託者賠償責任保険	○	X1型	4,620 円	
⑧医療廃棄物排出者責任保険	○	Y2型	8,020 円	
⑨雇用慣行賠償責任保険	○	Z1型	16,000 円	
⑩診療所サイバー保険	○	S4型	55,880 円	
併売商品				
2. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険		勤務医包括		円
3. クレーム対応費用保険		プラン		円
合計保険料				円

<送付先> 取扱保険代理店

株式会社カイトー
FAX : 03-3369-8851
MAIL : med-jora@kaito.co.jp



振込先:みずほ銀行 東京中央支店
普通 1881291 日本整形外科学会
「カナ氏名+生年月日(西暦8ヶタ)」で
お振込ください。

会員確認	入力	CHECK	修正	CHECK